

海外居住者の被扶養者認定について（国内居住要件）

令和2年4月1日より、健康保険の被扶養者の認定には、従来の生計維持要件に加え、日本国内に住所（住民票）があることが必要となっております。

ただし、海外に居住していても、下記の海外特例要件に該当する場合は被扶養者として認定できる場合があります。

1. 国内居住要件とは

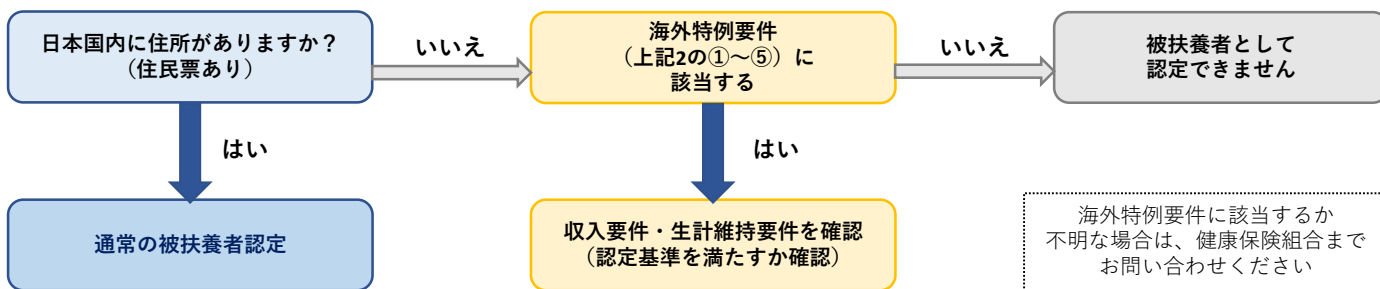
被扶養者の認定要件として、原則日本国内に住所（住民票）があることが必要です。

※住民票がない場合は、右記の海外特例要件を満たすことが必要です。

2. 海外特例要件

区分	内容
① 留学	外国において留学をする学生
② 海外赴任同行	海外赴任する被保険者に同行する方
③ 一時的な海外滞在	観光、保養又はボランティア活動等で一時的に渡航している方
④ 海外赴任中に家族になった方	海外赴任中に出生・婚姻等により家族となった方
⑤ その他	①～④のほか、日本国内に生活の基礎があると認められる方

3. 判定フロー



4. 主な添付書類

事由	主な添付書類の例
① 留学	学生証の写し、在学証明書、入学証明書 等
② 海外赴任同行	海外赴任辞令の写し、査証の写し、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 一時的な海外滞在	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 海外赴任中に家族になった方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ その他	※個別に判断

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

5. よくあるケースと判定の目安

ケースの例	判定	ポイント
こどもが海外の大学に留学中	対象となる可能性あり	学生であり、留学の実態が確認できることが必要です。
海外赴任中の配偶者に同行している	対象となる可能性あり	海外赴任に同行していることが確認できることが必要です。
就労が主目的の滞在	対象外となることが多い	就労が主目的の場合は、生活の基礎がないと判断されます。
現地採用で海外に居住している親	対象外	就労・定住を目的とした場合は認められません。
海外へ移住した家族	対象外	日本国内に生活の基礎がないと認められるためです。

【注意事項】

- ・海外特例要件に該当する場合でも、収入要件（年間収入）及び生計維持要件（主として被保険者の収入により生計を維持していること）を満たす必要があります。
- ・認定後も、要件を満たさなくなった場合は、被扶養者の資格を喪失します。